

2) 開発行為・土地の形質の変更

景観形成基準の解説

- 法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。
- 擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。

無機質な擁壁が目立っている



できる限り土羽を採用し、緑化を行うなどにより周辺景観と調和させる



擁壁前面を緑化するなどにより、圧迫感を軽減させ、周辺景観との調和に配慮する



他

- 敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

無機質な擁壁や切土斜面が目立っている



現況地形をできる限り活かした造成とするなど、区域内の良好な樹木を保全する



区域内にある良好な樹木をできる限り保全するよう配慮する



他